

産前・産後支援ヘルパー事業

産前・産後の家事や育児の支援が必要なご家庭をヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。区内で子育て支援や家事援助等のサービスを実施している事業者に委託しています。

利用条件

令和7年4月より

産前から産後まで続けて利用できるようになりました。

杉並区在住の、妊娠中から1歳未満のお子さんを養育中の保護者が利用することができます。

	産前・産後
対象期間	妊娠がわかった時点から子の1歳の誕生日の前日まで
利用可能時間	80時間以内 (出生時に3歳未満の兄または姉がいる場合は200時間以内)
利用可能日時	午前9時～午後5時(1日1回、連続した4時間以内) 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く。
利用できる場所	原則として利用者の自宅

※サービス利用時に産前は妊婦が自宅にいること、産後は保護者と子(対象児)が自宅にいることが要件です。
(託児サービスではございませんのでご注意ください。)

サービス内容

複数のサービスを組み合わせて利用することができます。

できること(例)	できないこと(例)
◆日常的な家事(食事の支度・洗濯・掃除等) ◆食材及び日用品の買い物 ◆健診等の付添い ◆上の子の保育園等の送りまたは迎え ◆対象児のお世話(もく浴や授乳・食事の介助等) ◆対象児の見守り(2時間まで) ◆上の子の世話(2時間まで)	✕食事のつくりおき ✕大掃除、引っ越しの準備・片付け、庭仕事 ✕通院の付添い ✕学齢期の子の送迎、お稽古ごとの送迎 ✕子の預かり(託児)

※家事サービスは日常的な範囲での実施になります。

※具体的なサービス内容と利用にかかる時間は、利用承認後に各事業者とご相談いただきます。

利用料金

杉並子育て応援券(「ゆりかご券」含む)を
利用料金及び交通費のお支払いにご利用いただけます。

1時間 1,000円

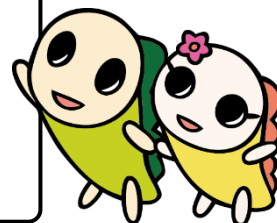
(生活保護法による生活保護世帯、特別区民税・都民税非課税世帯は0円)

※ヘルパーの交通費は利用者の負担になります。

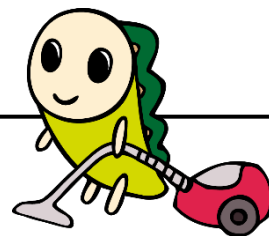
※利用予定日の前営業日午後5時以降のキャンセルはキャンセル料(1,000円×予約時間数)が発生します。

※キャンセル料の支払いには、杉並子育て応援券(「ゆりかご券」含む)は利用できません。

※住民税の非課税区分は世帯員全員が対象になります。



利用の流れ



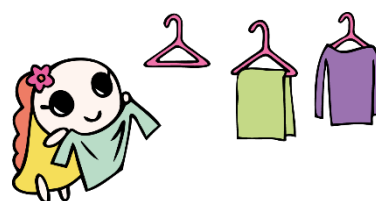
1 区に利用申請をする

妊娠がわかった時点から申請できます。

提出書類		① 申請書（窓口・郵送・区のホームページからダウンロードで入手できます。） ② 母子健康手帳の表紙のコピー（妊娠中の申請の場合のみ） ③ 世帯全員分の住民税非課税証明書のコピーまたは生活保護受給証明書のコピー（該当する方のみ） ※税情報を確認できない場合はご連絡させていただくことがあります。
申請方法	電子申請	区ホームページから電子申請ができます。（下記2次元コードから申請してください）
	来所郵送	下記問い合わせ先で申請もできます。

2 区からの書類を郵送で受け取る

ご自宅に「利用承認通知書」等を申請から1週間程度で発送します。



3 委託事業者への申し込み・依頼する内容を調整する

希望するサービスに応じて委託事業者一覧から利用する事業者を選び、直接お電話してください。

事業者と詳しい利用時間や内容を調整します。

※利用日・利用時間は申込時の状況により、ご希望に添えない場合があります。

4 ヘルパー訪問・サービス利用開始

事業の詳細は区ホームページをご覧ください。
ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

区ホームページはこちら

（申請書のダウンロードもこちらから）



問い合わせ先

子どもセンター	所在地
荻窪子どもセンター	荻窪5-20-1 （杉並保健所4階）
高井戸子どもセンター	高井戸東3-20-3 （高井戸保健センター1階）
高円寺子どもセンター	高円寺南3-31-3（1階）
上井草子どもセンター	上井草3-8-19 （上井草保健センター1階）
和泉子どもセンター	和泉4-50-6 （和泉保健センター1階）

杉並区子ども家庭部
地域子育て支援課
子育て支援係（区役所東棟3階）

〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1
☎03-5307-0345
（土・日・祝日・年末年始除く 8:30~17:00）

